

今年4月から子ども手当 制度が始まりました。

子ども手当は、次代を担う子どもの健やかな育ちを社会全体で応援するため、中学校3年生までの子ども1人につき、月額1万3千円を支給する制度です。

今まで所得制限により受給していなかった人や、中学校2・3年生の子どもを養育している保護者は、子ども手当の認定請求書または額改定請求書を提出していただく必要があります。申請がまだお済みでない人は早めの手続きをお願いします。

- 1、受付場所／本庁健康福祉課
総合支所健康福祉課
- 2、受付期間／9月30日(木)まで(土日祝日は除く)
- 3、受付時間／午前8時30分から午後5時15分まで
- 4、申請に必要なもの／印鑑、保護者の保険証、保護者の通帳(請求用紙は健康福祉課に準備しています)

※9月30日(木)までに手続きをすると、4月分からさかのぼって支給されますが、期限を過ぎて手続きをすると、手続きした翌月分からの支給となりますのでご注意ください。

子ども手当現況届について

6月は現況届を提出していただく月です。対象者の皆様は必ず提出して下さい。
現況届が提出されないと支給停止となりますのでご注意ください。

現況届は次の日程で行います。

■受付日・受付場所

菊水地区 6月14日(月)・15日(火) 本庁1階会議室
三加和地区 6月16日(水)・17日(木) 総合支所健康福祉課窓口

■受付時間

午前8時30分～午後7時

■持参品

- ・印鑑
- ・保護者(受給者)の保険証(和水町国民健康保険以外の保険に加入されている人)

■対象者

中学1年生までの児童を養育している保護者

※日程、時間などの都合が悪い人は、ご連絡ください。

問い合わせ先 本庁健康福祉課 子ども家庭係 ☎0968・86・5724(直通電話)
総合支所健康福祉課 地域福祉係 内線761

予防接種のお知らせ

健康福祉課保健予防係

○なぜ、予防接種が必要なのでしょう？

お母さんから赤ちゃんへプレゼントされた病気に対する抵抗力（免疫）は成長とともに失われていきます。病気に対する抵抗力を自分でつくる一方、成長につれ外出の機会も増え、感染症にかかる可能性も高くなります。そのため予防に有効なワクチンを接種し、病気に対する抵抗力をつけることが「予防接種」です。

町では日本脳炎の定期予防接種について次の内容で実施しています。

【日本脳炎の定期予防接種のお知らせ】

対象者	接種回数
・平成22年4月1日現在3歳に達している幼児 ・平成22年度中に3歳に達する幼児	平成22年度中に1期初回の2回接種

接種については、上記対象者について「接種勧奨を控える」から「接種勧奨する」と変更されましたので、予防接種委託医療機関に予約をし、予診票と母子健康手帳をお持ちになりお受けください。

ただし、3歳児以外の人でも下記の定期対象者の内、日本脳炎予防接種を希望される人は、日本脳炎の効果及び副作用の説明を十分に聞かれ、保護者同伴のもと個別に公費負担で委託医療機関にて現在の乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンを接種することができます。

下記対象者の人で、希望される人は、役場健康福祉課保健予防係までご連絡ください。

区分	接種対象児	接種回数
1期	3歳児～90ヶ月（7歳半）で未接種の人	・1期初回は2回接種 ・初回1回接種済みの人は、1年後2回接種 ・すでに初回の2回接種している人は1年後に1回追加接種

日本脳炎についての詳しいお問い合わせは、下記保健師までお願いします。



問い合わせ先

本 庁健康福祉課 保健予防係

☎0968・86・5724(直通電話)

総合支所健康福祉課 健康支援係 内線763